

令和4年1月7日

関係団体の長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント開催等における感染防止安全計画等に係る運用の一部変更
について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和3年11月25日付け岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長「イベント開催等における感染防止安全計画等について（依頼）」において依頼したところですが、この度、令和3年12月22日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡等を受け、別添新旧対照表のとおり、イベント開催等における感染防止安全計画等に係る運用の一部を変更します。

つきましては、所属事業者の皆様等に対し周知いただき、引き続きイベント開催時の適切な対応にご協力をお願いします。

記

○岐阜県公式ホームページURL

- ・ イベント開催等における感染防止安全計画等について
<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>>
- ・ 【県民・事業者の皆さまへ】「コロナ社会を生き抜く行動指針」について
<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>>

新

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について

別紙2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが
参加予定人数※3 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒A
(できるだけ2m最低1m)
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。

B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別添1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（別添2）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別紙3

| 大声※1なしのイベント | | 大声ありのイベント |
|---|--|--|
| <p>収容定員設定あり</p> <p>収容率50%※2以下かつ 参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A</p> <p>収容率50%超であるが 参加予定人数5,000人以下 ⇒A</p> <p>参加予定人数5,000人超 ただし人数上限あり★ ⇒B</p> | <p>収容定員設定なし</p> <p>参加予定人数5,000人以下 ⇒A</p> <p>参加予定人数5,000人超 ⇒B ただし人数上限あり★</p> | <p>収容定員設定あり※4</p> <p>収容率50%以下かつ 参加予定人数 5,000人以下 ⇒A</p> <p>収容率50%超 ⇒中止を含め開催を慎重に判断</p> <p>収容定員設定なし</p> <p>十分な人と人の間隔 (できるだけ2m最低1m) ⇒A の維持を徹底 ⇒徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断</p> |
| <p>★人数上限について 原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。</p> | | |
| <p>A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。</p> | | |
| <p>B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。</p> | | |

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
 ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
 ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
 ※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別添1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（別添2）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について

別紙2

大声^{※1}なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超^{※2}であるが
参加予定人数^{※3} 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり^{※4}

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 (できるだけ2m最低1m)
の維持を徹底

⇒A

⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別紙3

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B
ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ
参加予定人数 5,000人以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2m最低1m) ⇒A
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画（別添2）に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

令和4年1月6日

イベント等に係る当面の開催方針について

現在、オミクロン株による感染拡大「第6波」の入口に立っているとの認識のもと、1月16日(日)までの間、以下の方針に基づき、慎重に各種イベント等を開催することとする。

- 参加者の「マスク着用」、「手指衛生」を徹底。
- 人と人との距離（できるだけ2 m。最低1 m）を確保するため、
収容定員の半分程度に参加人数を制限するなど「密を回避」。
- 会場内は、「こまめな換気」を徹底。
- 体調不良時は出席しないよう、事前に参加者に周知・徹底。
- 開催時間は可能な限り短縮を検討。
- 立食形式から持ち帰り形式に見直すなど、飲食機会を回避。
- 会場内で大声を出さないよう徹底。
- イベント毎に感染防止対策担当者（ぎふコロナガード）を選定し、上記内容を実施・徹底